開会(10:09)

○渋谷英彦委員長では、皆さん、御苦労さまです。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託された案件は1件であります。

議第13号「令和3年度焼津市一般会計補正予算(第12号)案」を議題といたします。 審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、最初に総務文教常任委員会の所管部

分、次に市民福祉常任委員会の所管部分、最後に建設経済常任委員会の所管部分として進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

なお、同じ項目の質疑が複数ありますので、質疑を繰り返すことのないように御留意 願います。

それでは、議第13号中、総務文教常任委員会の所管部分について審査を行います。 質疑、意見に入ります。

これより順次、発言を願います。

ナンバー1の質疑について、深田ゆり子委員。

- ○深田ゆり子委員 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、4点伺います。
  - 1、これ、「第3次」ではなくて「令和3年度」で修正させてください。国の令和3年度補正予算か、これまでの残金であるか。
    - 2、予算の名目としては、新型コロナ緊急対策とコロナ克服経済対策か。
    - 3、その違いは何か。
    - 4、対象事業の内訳。
    - 5、対象事業はどのように検討して決められたのか、伺います。
- ○山下敦史政策企画課長 深田委員の質疑にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金1億8,262万6,000円は、国の令和3年度1次補正予算に基づき配分されたものであります。

次に、予算の名目、使途につきましては、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じて地方創生を図ることを目的としています。

国の令和3年度1次補正に関係する事業はコロナ克服経済対策とし、それ以外の新型コロナウイルス感染症対策関連につきましては新型コロナウイルス緊急対策となっております。

なお、国の臨時交付金制度要綱では違いはございません。

また、事業の検討経過ですけれども、国からの内示に基づきまして、全庁に対して該 当事業を募集いたしまして、提案された事業につきましては事業内容のヒアリングを行 い、事業の適正、緊急性、優先度等を考慮した上で事業採択を行っております。

以上です。

- ○深田ゆり子委員 最後の、優先度ということ、回答ありましたけれども、どのような優先度なのですか、効果なのでしょうか。
- ○山下敦史政策企画課長 優先度につきましては、対象事業、全庁的に見まして、今回の 交付金の目的に沿って、どれが一番優先度が高いか、そういったことを判断して決定し ております。

以上です。

○深田ゆり子委員 今回は、地域経済や住民生活の支援などに総合的に本当に幅広く自由 度に使える内容だと思います。

今、緊急度といえば、新型コロナウイルス感染症のPCR検査が薬局でもできなくて、 学校でもできないという、そういうところが臨時交付金で支援できないかなと思ったん ですが、それに対してはどうでしょうか。

〇山下敦史政策企画課長 事業の採択に当たりましては、各所管から提案された事業について内容を審査して決定しているものでございますので、そのことについては、今回の提案の中になかったものと承知しております。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、2番。
- ○杉田源太郎委員 歳入の19款2項1目、財政調整基金の取崩しについてお伺いいたします。

8億3,100万円、これの原因として、歳出の減となったことによる基金の取崩しという説明がありました。この歳出減の内訳についてお伺いいたします。

○増田恵子財政課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

歳出減の内訳といたしましては、補正予算書の歳出の明細が22ページから33ページに載っておりますけれども、補正額の財源内訳の一般財源の欄のマイナス表示のものになります。

主なものといたしましては、26、27ページの下のほうの欄になりますけれども、4款衛生費1項保健衛生費6目環境衛生費の一般財源、マイナス2億4,931万4,000円になります。

また、財政調整基金ですけれども、財源の不均衡を補うという基金の性質上、今回の 補正で市税や地方交付税の増額補正があったことにもよりまして、財政調整基金の取崩 し額が減額となっております。

以上でございます。

- ○杉田源太郎委員 今の説明の中で、歳出減となったそのことについては分かりますけど、 その歳出減の、ちょっと自分で計算していないんですけど、その減になった部分、これ 全体で幾らになりますか。
- ○増田恵子財政課長 減になった分というか、先ほども申しましたけれども、財政調整基金は財源の不均衡を補うというところになりますので、増と減の差引きというところで8億3,133万9,000円となっております。

以上です。

○杉田源太郎委員 ごめんなさい、今ちょっと聞き方が悪かったかもしれません。 減になった部分で、ちょっと合計で幾らになるんですか。

- ○増田恵子財政課長 申し訳ございません。減になった金額の合計のほうは今しておりませんので、ここのところの減の分を足した金額ということになります。 以上です。
- ○渋谷英彦委員長 杉田委員、もう一度、はっきり言ってください。
- ○杉田源太郎委員 マイナスの部分が全部ありますよと。プラスになった部分というのが、 それを全部合計すると、プラスマイナス合計すると8億幾らになりますよということだったと思うのですけど、自分が全部計算していないというふうに言ったんですけど、マイナスになった分、減になった部分、そこの合計は、今、資料が全部すぐ出せないというのであれば、また教えていただければそれでも結構です。
- ○増田恵子財政課長 それでは、現在、資料のほうを持ち合わせておりませんので、後から提出をさせていただきます。
- ○渋谷英彦委員長では、次、秋山委員。
- ○秋山博子委員 今の項目ですけれども、財政調整基金の残高は今回幾らということになるでしょうか。
- ○増田恵子財政課長 秋山委員の質疑にお答えをいたします。 財政調整基金の残高でございますが、今回の取崩しの減額を加味いたしますと、令和 3年度末で56億3,000万円余になる見込みでございます。
- ○渋谷英彦委員長 では、4番の秋山委員。
- ○秋山博子委員 それでは、歳入の22款1項6目臨時財政対策債について伺います。 今年度、一部が普通交付税で措置されたため、減額と説明いただきました。 今年度の元金償還額は、調書によると16億8,857万6,000円とありますけれども、この うち、これは元金ということですので、利子償還額は幾らということになるのか教えて ください。
- ○増田恵子財政課長 秋山委員にお答えいたします。 臨時財政対策債の利子償還額でございますが、令和3年度、1,028万8,637円でございます。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、5番。
- ○杉﨑辰行委員 2款1項7目のうち、志太広域事務組合看護学校の分担金についてお伺いします。

金額は、ここに出ているとおりなのですけれども、増額、減額、両方を含んで、差引きでこの金額の減額になりますよと御説明いただきました。

増額分と減額分の金額、それと、背景、そこを御説明ください。

○山下敦史政策企画課長 杉﨑委員の御質疑にお答えいたします。

看護学校分担金の減額につきましては、志太広域事務組合看護専門学校特別会計における前年度の繰越金と交付税需要額の確定などによる845万5,000円の減額と、あと、低所得者世帯の学生に対する支援のため、組合立静岡県中部看護専門学校の授業料等の減免費に対する交付金168万円の増額によるものであります。

減免費等に対する交付金の対象者は16名となっております。 以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、6番。
- ○内田修司委員 私から、歳出2款1項7目デジタル変革推進事業費110万5,000円ですけ ど、説明の中で手続支援システム導入ということだったかと思うのですけど、この具体 的な内容についてお伺いいたします。
- ○藤原則文デジタル戦略課長 内田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

こちらの手続支援システムにつきましては、出生や死亡、転入、転出、結婚など、8 つのライフイベントにおきまして、市の窓口での手続時間の短縮を図るために、ネット 上にあらかじめ窓口の案内や届出手続の種類、必要な書類などを表示させるシステムを 導入しようとするものでございます。

届出をされる方の状況によりまして必要な届出の内容や書類などが異なることから、 このシステムで簡単な設問にお答えいただくことで、行っていただく窓口や必要な書類 が分かるような形式を考えております。

こちらのシステムを導入することによりまして、4月から導入を予定しております電子申請システムと将来的に連携させまして、各種届出の電子化を進めて、デジタルガバメントの構築を進めようとするものでございます。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、7番。
- ○岡田光正委員 それでは、私のほうから、2款1項12目テレワークオンライン会議推進事業費の699万円について、御説明の中でウェブ会議用パソコン購入費ということでございましたが、何台をどう購入するのか、そして、どのような環境を整備するのか、今現在とどのような変化があるのか、その辺教えてください。
- ○藤原則文デジタル戦略課長 岡田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回のパソコンですけれども、ウェブ会議用といたしましてパソコン10台と、あと、 大人数での会議の際に必要なマイクスピーカーやウェブカメラ等を購入して、テレワー ク用のパソコンにつきましても9台を購入する計画でございます。

こちらの環境等につきましてですけれども、ウェブ会議につきましては、直接、外部とインターネットで接続されるため、通常、職員が利用しておりますタブレットパソコンでは利用できませんけれども、新型コロナウイルス感染症対応で、研修や講座、打合せなど、様々な会議がウェブで開催されるようになっておりまして、そちらのウェブ会議の需要が急速に増加している状況でございます。そこでパソコンが不足しておりまして、必要な資機材を合わせて整備しようとしているものでございます。

また、テレワークのほうにつきましては、分散勤務や在宅勤務に使用するパソコンで ございますけれども、こちら、インターネットに直接接続するウェブ会議用のパソコン とは兼用ができないため、別に、別途パソコンを購入しようと考えているものでござい ます。

以上です。

- ○岡田光正委員 そうしますと、パソコン等、通常の設置あるいは通常の保管、こういったものはどのような管理する予定ですか。
- ○藤原則文デジタル戦略課長 お答えさせていただきます。

通常はこちらのデジタル戦略課のほうで、現在もそうなのですけれども、貸出しをす

るような形と、あと、今はまだちょっと進んでおりませんけど、会議室のほうに設置を あらかじめしておいてウェブ会議用に使っていただくとか、そういったことを想定して おります。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、8番。
- ○杉田源太郎委員 今の質疑にちょっと追加で確認をしたいんですけど、今までも、そういうウェブ会議というのがずっとやられていたと思うのですけど、それがどんどん多くなってきたということで、それをどこか特定の部署に設置するということじゃなくて、会議室、そういうところに新たに設置するということなのですか。
- ○藤原則文デジタル戦略課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

すみません、先ほど申し上げませんでしたけれども、会議室等に設置するものもございますし、あと、常時というか非常に使用頻度が高いところとかにつきましては、ある程度期間を区切って課のほうに貸出ししたりとか、そういった対応もしているところでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 了解しました。

あと、テレワーク等、うちに持って帰っていく、それで仕事をするためのパソコンというのは、そういう今説明があったんですけど、これは、各家に持って帰っての仕事をやるときに、個人情報、そういうものに対する対策というものは大丈夫だということでいいですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 お答えいたします。

現状、基本、個人情報を持ち出す業務につきましては、こちらのテレワーク等を認めていない状況ですので、そちらに関してはパソコンでというより、決まりとしてそういう取扱いを今させていただいているところでございます。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、9番。
- ○秋山博子委員 歳出2款1項20で減債基金元金積立金7億2,288万2,000円なのですけれども、これ、先ほどの臨時財政対策債の補正のほうとも関わってくることですけれども、今年度の臨時財政対策債の償還に備えて積立てすると御説明いただきました。

1つ目、今年度、交付税措置された償還費は幾らになるでしょうか。

2つ目、減債基金元金積立金の残高は幾らになりますか、お願いします。

○増田恵子財政課長 秋山委員にお答えいたします。

交付税措置された金額は7億2,288万2,000円でございます。

減債基金の残高ですけれども、今回の補正を加味した令和3年度末で43億1,000万円 余になる見込みでございます。

以上です。

- ○秋山博子委員 そうしますと、償還費で7億2,288万2,000円、これが交付税措置された ということなんですけれども、そうしますと今年度の臨財債で起債といいますか、その 差額というのは、後年、交付税措置されるということでいいのでしょうか。
- ○増田恵子財政課長 お答えいたします。

今回、普通交付税について、令和3年度に限りまして、基準財政需要額費目に臨時財政対策債償還基金費というのが追加をされまして、これが今年度の臨時財政対策債の償還するための一部になるということで、先に頂けるという、そういうものになりましたので、今回の交付税措置された分につきましては、後年度の償還の基準財政需要額には入ってこないということになります。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、10番の秋山委員。
- ○秋山博子委員 2款4項2目明るい選挙推進費5万円の減額です。 研修中止との御説明でしたけれども、これについて何らかの代替事業のようなものは 行わなかったのか伺います。
- ○増井太郎総務課長 秋山委員の質疑にお答えします。

明るい選挙推進協議会研修会の中止について、何らかの代替措置は行われなかったのかとの御質疑ですが、焼津市明るい選挙推進協議会は、焼津市文化連盟や静岡福祉大学から推薦をいただいた方や選挙管理委員会の委員の補充員の方など、一般の方を委員とする団体でございます。

例年、同協議会の総会に併せ研修会を開催しておりますが、まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委員の皆様にお集まりいただくのは困難と判断をいたしました。そして、これに研修会として集まれないとしても、代替措置としてはオンラインによる開催ということも検討、考えられるところでございますけれども、一般の方が委員であり、委員の皆様のオンラインでの開催のための環境を整えることも困難であったことから、中止ということでさせていただきました。

以上です。

- ○秋山博子委員 そうしますと、そういったオンラインでというような対応はちょっと状況、厳しいということだったんですが、何らかの資料配付ですとか、こういった情報は共有しておいたほうがいいというような、そういうようなことというのはどうなのでしょうか。
- ○増井太郎総務課長 もともとこの研修会というのが公益財団法人の明るい選挙推進協議会というところから研修会を開くと、その講師の費用ですとか、旅費について5万円の補助を財源としてこの研修会を企画しておりました。

ですので、今回の補正予算で歳入のほう5万円の減額させていただきましたけれども、 それと同時に、研修会のほうの事業もできなかったということで5万円の減となっております。

委員の皆様には、明るい選挙推進協議会で配付される資料ですとかというのをお分け したりとかということはしているんですけれども、研修会ができなかったということで の5万円の減ということで御理解いただければと思います。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、11番。
- ○岡田光正委員 それでは、3款2項1目放課後児童クラブ運営事業費についてお伺いい たします。

夏季休業、このときの午前中から開場したクラブの運営費であるということでお聞き

しましたが、開いていたクラブ、何施設が実施したのか、それと、補助内容はどのようなものだったか、教えてください。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 岡田委員にお答えします。

まず、夏季休業に伴い、午前中から開所したクラブ数でありますけれども、市内26クラブ、全てのクラブが開所いたしました。

それから、その内容ということでしたでしょうか。

このクラブの開設に当たって必要な人件費、それから、その他の必要な経費ということでクラブのほうに支弁をしております。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、12番。
- ○杉田源太郎委員 今の御説明の中で、ちょっと追加で説明いただきたいんですけど、人 件費、その他ということだったんですけど、その内訳についてお願いいたします。
- ○服部正宏家庭・子ども支援課長 杉田委員にお答えします。

まず、人件費のほうですけれども、366万3,000円、それから、その他経費で170万5,000円ということでございます。

以上です。

- ○杉田源太郎委員 人件費はほぼ、かなと思ったんですけど、その他の中で170万円、その主なものをちょっと教えてください。
- ○服部正宏家庭・子ども支援課長 その他の主なものというのは、特別な計上という形はされていません。国のほうの補助金のメニューで、開設にするに当たって、単価として5万5,000円、開設するのに1日当たり5万5,000円というお金が出ますので、それを日数に掛けて各クラブのほうに支弁しております。

以上です。

- ○杉田源太郎委員 分かりました。人件費で366万円、その他で170万円ということですね。 この補正予算額が2,000万円、これの差額がちょっと多いような気がするんですけど、 それについて説明してください。
- ○服部正宏家庭・子ども支援課長 この差額分につきましては、放課後児童クラブ、感染拡大時に、保護者の方、利用者の方に利用自粛をお願いしました。その利用自粛に対応して、放課後児童クラブを利用しなかった御家庭に対しては返還というものを、利用料の返還をさせていただきました。その返還分の予算額になります。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、13番。
- ○岡田光正委員 同じく、3款2項1目放課後児童クラブ運営事業費、対新型コロナウイルス感染症対策のほうでございますが211万2,000円。支援員の処遇改善の資金ということで、お伺いいたしました。

何をどのように改善して、どのように支払われたのか。これはいわゆる支援員そのものに一律に支払われたのか、それとも、区別といいますか、そういったものがあったのか、その辺を教えてください。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 岡田委員にお答えします。

まず、処遇改善の内容についてですけれども、放課後児童クラブの支援員に対して、

令和2年2月からの給料といいますか、2月からの給料に賃金改善を行うものでございますので、これからのものになります。

それから、一律にということなのですけれども、この処遇改善の実施については、各クラブの判断によって実施するか否かというのが、各クラブの判断で決めることができますので、一律に全てのクラブが実施したということには今なってはおりません。 以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、14番。
- ○深田ゆり子委員 同じく、放課後児童クラブ運営事業費ですけれども、今説明ありまして、一律ではないということなのですけれども、それでは、1、どのような事業内容になっているのか、2、対象施設及び対象施設数、3、対象者数、そして4、常勤、非常勤、勤務年数等に対して配分されるのか、伺います。
- ○服部正宏家庭・子ども支援課長 まず、事業内容につきましては、先ほど申しました令和2年からの収入を賃上げしようというものになります。

次に、対象施設数、一律ではないと先ほどお答えしましたけれども、全26クラブある うち20クラブが予定をしております。

それから、対象者数でありますが、予定をしている20クラブの支援員、補助員等、96名を予算措置上、対象と上げさせていただいております。

それから、常勤、非常勤、勤務年数等につきましては、今回の事業実施の要件、条件にはなってきておりません。

以上です。

- ○深田ゆり子委員 26クラブ中20クラブという、6クラブの学童保育所が対象になっていないというか、対象事業所としてお断りをされてきたということだと思うのですけれども、その理由としては何があるんですか。
- ○服部正宏家庭・子ども支援課長 実施するか否かというのは各クラブの判断になるわけなのですけれども、その理由につきましては、各クラブの事情ということでうちのほうは認識しております。それぞれちょっと事情があるということで認識しております。 以上です。
- ○深田ゆり子委員 国のほうで介護職、そして、保育園、幼稚園、そして、学童保育クラブの処遇改善を図るということで出ている。それが、クラブ、事業所の考えによって、そこで働く人たちが、正職員ですと月9,000円ですよね、それが頂けなくなってしまう。だから、その辺が、なぜクラブがそれを、今回の処遇改善に乗れないのか、そのところをやっぱり教育委員会としてはちゃんと把握する必要があると思いますし、学童保育の子どもたちは全て同じですよ、どこの、市内、全国、同じです。それが、事業所に、放課後の子どものお世話をする、指導する、支援する、遊びをする、教える、そういうの全部同じです。けがをしたらどうするのかという、そういうことも心配になりますね、同じですから。だから、細心の注意を払って支援員さんや指導員さん、指導されていると思います。

ですから、やっている方々は同じ内容なのに、ここのクラブではもらえない、ここのクラブの指導員さんはもらえるということはあってはならないと思うのですね。

ですから、そうした場合の市としての対応、例えば、特別給付金とか、特別支援金と

かというのを考えておられますか。

- ○服部正宏家庭・子ども支援課長 現在のところ、考えてはおりません。 以上です。
- ○深田ゆり子委員 具体的に、シルバー人材センターさんで実施している学童保育所さん は個人事業主になっているようですけれども、給料ではなくて年金ももらっていらっし ゃる方々が指導員をやっておりますので、最低賃金によりも低い、そういう中で指導し ております。

特殊性もあるんでしょうけれども、やっぱり夏休みも、その前の一斉休校のときも、 対応をしていただいておりますので、やっぱりもらうわけにはいかないんじゃなくて、 そういう学童保育所さんも同じ子どもたちを預かる事業所なのですから、市が委託して いるのですから、ちゃんとその手だてを考えていただきたい。

これは要望しておきます。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、15番。
- ○秋山博子委員 関連しまして、先ほど20クラブ、96名を対象にということでしたけれど も、それでこの211万2,000円という計算ができるわけですか。

これが、御説明によると、令和2年2月からの給料ということでしたよね。というのは、随分遡ってということになるわけですか、令和2年のということ。

(「令和4年」と呼ぶ者あり)

- ○秋山博子委員 令和4年ですね。聞き間違えました。分かりました。了解です。すみません。
- ○渋谷英彦委員長 では、16番。
- ○秋山博子委員 それでは、3款4項1目の財源振替のところですね。 財源振替等、説明いただいたんですけれども、国庫支出金から一般財源に振替の背景は何か、伺います。
- ○増田恵子財政課長 秋山委員にお答えいたします。

財源振替についてでございますけれども、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての事業につきまして、事業の進捗により、一部使用しない可能性のある金額分につきましては、交付金を有効に活用するために、国庫支出金から一般財源へと振替をするものでございます。

以上です。

- ○秋山博子委員 そうしますと、背景としては、今回の補正といいますか交付金の対象の 事業の幅がすごく広いということで、そういった振替とか、そういうことができたとい うふうに受け止めていいですか。
- ○増田恵子財政課長 もう令和3年度、大分事業が進捗してきましたので、その状況を見まして、交付金の活用を有効にするということで財源振替を行っております。 以上です。
- ○渋谷英彦委員長 では、次、17番。
- ○秋山博子委員 今と同様のことで、承知しました。
- ○渋谷英彦委員長 では、18番。

○秋山博子委員 9款1項3目、伺います。

歳出で、消防水利整備費137万円ということです。

これ、消火栓等に関連した緊急の修理に不足がありと説明いただいています。

まず、1点、修理が必要な情報について、市内全域の消火栓の状況調査は行われてのことでしょうか。または、地域からの要望に随時対応して修理を進めているということでの補正でしょうか、伺います。

○石川雅章地域防災課長 秋山委員にお答えいたします。

消防水利については、緊急性の高い市内配水管の更新工事が追加されたことに伴い、 消火栓の接続工事に関わる水道局への負担金の支払いに不足が生じたものでございます。 なお、水利調査につきましては定期的に実施しております。調査に基づき、計画的に 整備を行っております。

また、地域の要望による修繕につきましては、予算内で対応できております。 以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、19番。
- ○内田修司委員 歳出 9 款 1 項 4 目感染症拡大防止資機材整備事業費920万3,000円ですけ ど、説明の際に、非接触型体温計の購入等とのことでしたが、その台数、配付先、具体 的な使用方法についてお伺いいたします。
- ○石川雅章地域防災課長 内田委員にお答えいたします。

非接触型体温計については、9台の購入を予定しております。

配備先と使用方法につきましては、ターントクルこども館に、イベント受付用として ハンディータイプ4台、また、登園時の検温用として、公立幼稚園3園にハンディータ イプ3台と固定タイプを1台、石津保育園にハンディータイプ1台を追加配備いたしま す。

以上でございます。

- ○内田修司委員 ここで出てきて、要は防災の関係で出てきたのかなと思ったので、防災 関係に使用するのかなと思ったんですけど、そうではなくて、ある意味、常時使用する ための機器ということですね。確認ですけど。
- ○石川雅章地域防災課長 こちらにつきましては、今年度の補正予算でも何度かお願いしたんですけど、庁内で必要な消防用の、ごめんなさい、防災用としてではなく、消毒関係とか、感染対策としての消耗品や備品等を計上しております。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、20番。
- ○杉田源太郎委員 同じく、9款1項4目ですけど、今ちょっとお伺いした中で、ちょっと私の解釈が、ちょっとよく分からないところがあったんですけど、この非接触型というのは、いろんな、うちでも使っているピッピッとやるハンディータイプ、そういうものとか、各庁舎とか、公民館だとか、そういうところの前に立っていると、異常ありませんとか、四角が出て、そういういろんなタイプがあると思うのですけど、今、ハンディータイプと、それから、登園時にどうのこうのという説明ありましたけど、これは違うタイプということで解釈をしたらいいと思うのですけど、各単価はどのくらいなのですか。

○石川雅章地域防災課長 杉田委員にお答えいたします。

こちらにつきまして、ハンディータイプ等ですけど、購入単価は、ハンディータイプが大体3,000円程度となります。固定タイプが1万円程度を見込んでおります。 以上です。

- ○杉田源太郎委員 固定タイプというのは、今庁舎の入り口のところにあるような、ああいうものじゃないという、具体的にどんな。
- ○石川雅章地域防災課長 お答えいたします。

固定タイプは、庁舎の入り口にあるモニターがついているようなものではなくて、もっとよく、固定で手首を置くと、そこにサーチして温度が分かるような、そうしたものですので、消耗品で購入するタイプのものでございます。

- ○杉田源太郎委員 分かりました。ちょっと私も、さっき言ったように、自分でも使ったり、いろんなところに置いてあるハンディータイプ、あるんですけど、外から来たとき、今すごい寒いもので私も36度行ったことないんですけど、ちょっと中入ってしばらくするともう36度6分ぐらいになっちゃうときもあるんだけど、これの、今、不良になるというか、これが、機能が十分でなくなるよというような、その判断というのはどこでするんですか。
- ○石川雅章地域防災課長 今の質疑にお答えいたします。 消耗品でございますので、当然、機能のほうが劣ったり、修理、壊れたという形には どんどん買換えという形で対応しております。
- ○杉田源太郎委員 ちょっと聞き方が悪かった。

例えば、こうやってピッとやっても、電池を換えても何も反応しなくなると、それはもう故障だもんで、故障というかもう駄目なもんで、消耗品として換えていいと思うのですけど、そうじゃなくて、反応はしているけど、同じところで何回も何回もやっていても、測る位置によっても全然違ったりなんかするもので、自分もそういうときに、分からなくなっちゃったときにはわきの下、挟むやつでもう一回確認をするというふうにしているんですけど、そこの消耗、期限で、それが一定期間過ぎれば、もうそれは消耗品だから、ちゃんと判定が出てもそれは駄目、もう換えていくという、そういう考え方でいいですか。

○石川雅章地域防災課長 杉田委員にお答えします。

もちろん使用の基準に沿って、説明書等、そこの期間等を見ながら判断すると思うのですけど、基本的には壊れてから、修繕はしないと思いますので、そのまま新しい物に交換という形で考えております。

- ○杉田源太郎委員 原則的に、壊れた物、それの交換ということで、ちゃんと反応している物、そこについてはそのまま使ってもらうよと。そこの判断は、するのは、使っている施設の人のそこの担当者というか責任者、そこの判断で、それを、申請を受けて交換するという、そういうことでよろしいですか。
- ○石川雅章地域防災課長 杉田委員のおっしゃるとおりの形で対応したいと思います。
- ○渋谷英彦委員長 では、次、21番。
- ○内田修司委員 歳出10款1項2目教育事務局職員給与費330万3,000円の件ですけど、説明では時間外増等との説明だったんですけど、この内容についての詳細の説明をいただ

きたいと思います。

金額からして、それが時間外増だったとすると、想定外の作業があったのではないかなと思われるんですけど、時間外管理が正しくできているのか、あと、特定の職員の負担となっていないのかをお伺いいたします。

○増田洋一教育総務課長 内田委員にお答えします。

今回補正をお願いしている時間外勤務手当の増額でありますけれども、教育総務課分が279万9,000円、学校教育課分が50万4,000円であります。

教育総務課につきましては、それこそ今回の補正予算に計上させていただきました小学校5校分のトイレの洋式化改修工事と大井川西小学校の空調設備改修工事につきまして、当初は、令和4年度に国庫補助事業として実施をする予定でありましたけれども、国の補正予算に伴いまして、2月補正予算に前倒しをして計上させていただきました。

これにより、早期に工事を発注するための準備、また、国庫補助の申請手続等、短期間で行う必要が生じましたので、時間外勤務で対応せざるを得なくなったということでございます。

通常、大きな工事の発注に当たりましては、教育総務課だけではなくて、住宅公共建築課の技術職員の協力を得て、設計図書の作成ですとか、設計審査などを行います。

今回も教育総務課の技術職員3人に加えて、住宅公共建築課の技術職員10人に関わっていただく想定で予算を計上しております。

それから、学校教育課の分につきましては、9月補正で予算を計上させていただきました教育情報化推進コンサルティング業務委託、これに関しまして、公募型のプロポーザルでの発注の準備、また、その後、契約後、いろいろ打合せをしたり、それに伴う事務が増えたことによりまして、時間外勤務手当の予算が不足をするという状況になったものでございます。

時間外管理につきましては、職員の健康状態に注意を払いながら適正にできていると 考えておりますけれども、今回補正をお願いする分は、先ほどの御説明のとおり、特殊 要因によるものと考えております。

それから、特定の職員の負担になっていないかということでございますけれども、時間外対応しなければならないということは、当然、担当職員の負担になるわけですけれども、時間外が突出して多い月が連続しないよう、業務の進捗状況ですとか、職員の健康状態の把握をしながら、必要に応じて業務を分担するなどの対応をしているところでございます。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、22番。
- ○杉田源太郎委員 大体内容は分かりました。

私は今、新型コロナウイルス感染症の関係で非常に学校の中で大変なもんで、それに 関連して、教育委員会のほうも大変なんだろうなというふうにちょっと心配をしており ました。

内容は別のことだったんですけど、今、健康管理、そこにも十分配慮されているということだったんですけど、時間外の平均、今、学校と、あと、総務、その中、もう一か 所あると思うのですけど、その中で月々、その平均みたいなものは大体何時間ぐらいに なっていて、最大でどのぐらいになっているでしょうか。

○増田洋一教育総務課長 杉田委員にお答えします。

時間外勤務時間の平均でありますが、教育事務局職員給与費の対象となっている課が 教育総務課、それから、学校教育課、家庭・子ども支援課の3課になります。

この3課の職員の1人当たりの月平均時間外勤務時間は、今年度の4月から1月までの実績で26.8時間となっております。

それから、一月当たりの最大の時間外勤務時間でありますが、選挙事務などの特殊要因を除く通常業務で122時間というのがございました。

この職員は、実は今回の補正の対象ではない家庭・子ども支援課の職員なのですけれども、年度替わりで業務が集中する4月の時間外勤務時間が最大となっているものでございます。

その後も、この職員は、ほかの職員に比べて勤務時間が比較的多かったということから、年度途中の人事異動によりまして11月から1人増員対応をしていただいたことで、現在は、先ほどの平均の時間外勤務時間を下回る状況となっております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○渋谷英彦委員長 杉田委員に申し上げます。

この項目の審査ということで、この項目に対しての質疑に限定でお願いしたいと思います。

では、お願いします。

では、次、23番。

○杉田源太郎委員 続けて質疑させていただきます。

10款2項1目のところで、小学校教育の環境設備というところで大井川西小学校の空調設備という説明がありました。

これ、私が知っている限り、合併する前に、もう大井川西小学校はエアコンが整備されていたと思うのですよ。かなり、年度がたっている、年がたっているなということで、調整しなきゃならない、修理しなきゃならないというものがなった、その対象なのか、あるいは新規に設置するという、そういうことなのか。それが、また、全ての教室、全部それが対象になっているのか、それをお聞きします。

○増田洋一教育総務課長 杉田委員にお答えします。

大井川西小につきましては、令和元年度に猛暑災害対策事業として実施をしました 小・中学校へのエアコン設置の際、今御指摘のとおり、既に空調設備が整備されており ましたので、大井川西小は対象外としておりました。

しかし、空調設備設置から25年が経過をしまして、設備が老朽化したことによりまして、何系統かに分かれているんですが、系統によって空調が効かない状況が時々発生するようになってきました。

現行の空調設備は既に製造中止をしておりまして、交換部品の調達も困難ということから、新たな空調設備に全面的に更新しようとするものであります。

次に、対象の教室でございますが、この改修工事は2か年で実施することを予定して おりまして、1年目の今回につきましては、全ての普通教室と、あと、保健室を含む系 統を優先して改修しようとするものでございます。 以上、御答弁とさせていただきます。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、24番。
- ○深田ゆり子委員 次に、小学校教育環境整備事業費新型コロナ克服経済対策で、5つの 学校のトイレの洋式化工事、整備ということですが、1、事業費の内訳、2、工事の時 期と完成の時期、3、今後の計画について伺います。
- ○増田洋一教育総務課長 深田委員にお答えします。

初めに、小学校 5 校分のトイレの洋式化改修工事の事業費の内訳でございますが、焼津東小が8,987万円、焼津西小が9,493万円、焼津南小が6,259万円、大富小が 1 億5,477万円、和田小が 1 億142万円であります。

次に、トイレ洋式化改修工事の時期でありますけれども、4月下旬に入札をして、工期は5月の上旬から12月の中旬、改修箇所が多い学校につきましては、終わりが1月下旬までを予定しております。もちろん夏休みの期間をできるだけ有効に使って工事を行うことを前提に考えております。

それから、次に、今後の計画でありますけれども、現在、洋式化改修が完了している 小・中学校というのは、全22校中7校であります。

来年、今回の補正のこの5校も含めまして、令和7年度までの4年間で、残りの15校全ての洋式化を完了したいというふうに考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

- ○深田ゆり子委員 今、5校の金額の内訳を教えていただきましたけれども、南小が一番金額が低いのは分かるんですけれども、大富小と和田小が1億円を超えているということで、特に和田小学校が1億円を超えたような改修をやるというのは理由が何かあるのでしょうか。
- ○増田洋一教育総務課長 基本的には学校の規模に大体沿ってくるかなとは思うのですが、 もともと既存のトイレのところを洋式化に改修していくんですけれども、もともとのト イレのスペースが広くて床面積が大きいと、それに伴って工事費がかさんでしまうとい うことがあります。

それから、あと、構造上の問題がそれぞれ学校によって異なるものですから、例えば、トイレの入り口が1か所なのを、男女分けるような形で設計しようとしたときに、壁を撤去しなきゃならないだとか、そういった学校によって事情が異なるものですから、特に和田小なんかは規模は小さいですけれども、そういった点でお金が結構かかるということでございます。

大富小につきましては、もともと相当規模が多くて、児童数も多かったものですから、 トイレの箇所数が多いんですね。今回、設計をするに当たって、そこら辺を精査して、 数をもうちょっと減らす形になるとは思うのですけれども、もともとの数が多いという ことで事業費がかさんでいるということでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 和田小学校のことは分かりました。

大富小学校もそうなのですけれども、どこの学校も休み時間が限られていて、今、新型コロナウイルス感染症のことでもそうですけれども、トイレに皆さん、ばっと駆け込むんですよね。そういうときに、洋式化になったら、あれ、1個、数が減っているとい

- う、洋式化のほうがスペースを1か所多く、広く取るものだから、全体的に減るんじゃないかと、そのことによる影響というのは大丈夫でしょうか。
- ○増田洋一教育総務課長 トイレの改修工事の設計するに当たって、そこの使用人数に対して、便器が何個必要かという1つの基準みたいのがあるんですけれども、それを見ながら、その基準にプラス1くらいするような形で余裕を持った設計をしてございます。 以上でございます。
- ○深田ゆり子委員 分かりました。

そうしましたら、最後に、あと残り5校を令和7年度までに、7年間で。

(「令和7年度」と呼ぶ者あり)

- ○深田ゆり子委員 令和7年度までに15校を完了させるということですので、もし何か令和7年度までの計画表みたいのがお示ししていただければと思いますが、どうでしょうか。
- ○増田洋一教育総務課長 今、全体計画として令和7年度までの4年間で完了したいというところまでは方針として決定をしているんですけれども、その内訳については、今、 精査をしているところです。

要は、具体的にどこの学校をやるかというのは毎年の予算編成の中で決まってくると は思いますけれども、小学校のほうからやるのか、中学校のほうからやるのか、並行し てやるのか、そういったところを今調整中でございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打切ります。

以上で、議第13号中、総務文教常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。11時20分、再開いたします。

休憩(11:08~11:18)

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第13号中、市民福祉常任委員会所管部分について審査を行います。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

1番、杉田委員。

- ○杉田源太郎委員 3款1項3目、市単独重度心身障害者の医療費の助成費の問題です。 この心身障害者の方の受診内容というのは、どんなところが多くなっているんでしょ うか。その背景について把握している部分があったら教えていただきたいと思います。 助成費の内訳についてお伺いいたします。
- ○杉山広晃地域福祉課長 杉田委員の御質疑にお答えします。

まず、最初に、受診内容の件ですけれども、助成費を算出するために国保連等からから送付されるデータには、診療科、受診内容についての情報は含まれておりません。このため、これらについては把握しておりません。

次に、その背景についてでございますけれども、大きな要因としては、対象者が増加 傾向にあることが考えられます。外来については、新型コロナウイルス感染症が拡大し たときには通院日数が減少するものの、収まればその反動で受診日数が延びているため、 新型コロナウイルス感染症の影響については、ほぼないように思われます。

また、1件当たりの助成単価も上昇傾向にございまして、これらは、診療内容の変更、 それから診療報酬の改定等、いろいろな要因があると考えられます。

次に、助成費の内訳でございます。診療科についてのデータが提供されていないため、 現状では、科ごとの助成費算出はできません。

以上でございます。

- ○杉田源太郎委員 内容が国保連のほうからは知らされていないもんで分からないという ことなんですけれど、コロナ禍による受診控え、そういうものが大きな理由なんじゃな いかなという、今の説明の中でそう感じますけれど、全体として、受診控えがあったけ れど、その分、控えた分が後で、ちょっともうこれは診察しなきゃいけないなというこ とでどんと増える。それは、平均すると同じぐらいになってくるんじゃないかなと思っ ているけれど、増えた、これだけ増えていくという、その背景というのがちょっと分か らないんです。そのほかにどんどんどんどん診療科目が増えていくという、その背景っ て何なのですか。
- ○杉山広晃地域福祉課長 人が増えている、対象者が増えているというところに尽きるか と思います。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、2番、増井委員。
- ○増井好典委員 私からは、3款1項3目、市単独重度心身障害者援護費の200万6,000円の件です。

タクシーの割引、こちらの利用増があったということで聞いておりますが、その要因 についてどう分析をしていらっしゃいますか。また、新型コロナウイルス感染症との関 係はどうであるか、お伺いします。

○杉山広晃地域福祉課長 増井委員の御質疑にお答えします。

最初に、利用者の増員はどう分析するかですけれども、3か年を比較してタクシーチケットの交付人数、交付冊数、共に大きな差異は見られなかったことから、1人当たりの利用回数が増加していることと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症との関係はどうかという件ですけれども、タクシーチケット情報から利用増に関する背景はつかめませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の可能性もあると推測されます。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、3番、杉田委員。
- ○杉田源太郎委員 今、大体説明で分かったんですけれど、利用者、交付者の数は増えていないと。そうすると、同じ利用者が利用する回数が増えたんだろうということだと思うんですけれど、この増えた分というのは、具体的にどんなふうに増えているかというのは、行き先だとかそういうものというのは、利用されたところについて分かっていると思うんですけれど、どんなところで増えているということ、背景をつかんでいますか。

○杉山広晃地域福祉課長 基本的には、病院が増えているところが一番の要因でございます。

以上です。

- ○杉田源太郎委員 増えているというその背景には、その新型コロナウイルス感染症との 関係はないんですか。
- ○杉山広晃地域福祉課長 可能性はあろうかと思いますけれども、すみません、そこまで の分析がされておりません。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、4番、内田委員。
- ○内田修司委員 私から、歳出3款2項2目、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費1,043万円。

その件ですけど、1番としまして、歳入のところにある国庫補助ですか、保育士等処 遇改善臨時特例交付金1,255万1,000円との差は何でしょうか。

2番目として、これは民間というふうに書かれているんですけど、公立保育所等は対象にならないんでしょうか。

以上、お伺いします。

○織原由香利こども未来部次長 内田委員の質疑にお答えいたします。

交付金との差についてでございますが、歳入である保育士等処遇改善臨時特例交付金には、本事業の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業のほか、放課後児童クラブを対象といたしました放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業が含まれております。この分の歳出については、25ページにありますけれども、児童福祉総務費に計上をされております。

また、次に、公立保育所についてでございますけれども、今回計上させていただいた本事業では、おっしゃっていただいたように、民間の特定教育保育施設等の職員を対象としております。

国の補助事業としては、公立施設も対象としてありますけれども、所管課となる人事 課と協議を行いまして、民間との賃金差や他業種とのバランス等を総合的に判断いたし まして、今回は対象といたしませんでした。

以上です。

- ○内田修司委員 今の理由は分かりましたけど、国は公立も対象にすると言っているんじゃなかったかなと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。
- ○織原由香利こども未来部次長 今、お話しいただいた公立保育所の国はというところで、 国は確かに対象としておりますが、こちらで、市で協議をした結果、確実な昇給も見込 まれて、総合的な判断の下、今回は対象としないということに決定させていただきまし た。
- ○渋谷英彦委員長 では、5番、青島委員。
- ○青島悦世委員 同じく3款2項2目、これで処遇改善の主な内容、それから、対象者は 保育士、それから幼稚園の教諭、総合で何人か。それで、このお金が使われる、どのよ うな流れでこの事業費が使われていくか、お聞きします。
- ○織原由香利こども未来部次長 青島委員の質疑にお答えします。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の内容としましては、保育士や幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提といたしまして、収入を3%程度、金額にして月額9,000円程度を引き上げる処遇改善を行うという事業になります。

対象職員ですけれども、延長保育や預かり保育等の通常の教育保育以外のみに従事している職員と法人役員を兼務する施設長は除きますけれども、市内の民間認可保育所、地域型保育事業所、新制度移行幼稚園に勤務している保育士及び幼稚園教諭、調理員、事務職員など、原則各施設に勤務する全ての職員を対象といたしまして、令和4年2月から3月までの間、職員の賃金改善を実施いたします。

また、賃金改善の実施に当たりましては、各施設におきまして、給与規程の改定を行うなどにより、次年度以降も引き続き処遇改善を継続していただく必要がございます。

本事業の対象となる園と職員数でございますが、1月現在の数値で、認可保育所が9園、259人、地域型保育事業所が18園、199人、新制度移行幼稚園が2園、35人でございます。市内計といたしまして、対象施設が29施設、対象者は493人です。

どのような流れでということの御質疑であったかと思いますけれども、市で交付要綱を決定いたしまして、それを交付して補助金として交付をさせていただきます。 以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、6番、深田委員。
- ○深田ゆり子委員 今、大体分かったんですけれども、私は、公立もほかのところで歳入 で入っていると思いましたので、今、内田委員の御答弁の中で、国は対象としているけ れども、差が、民間との賃金格差があるということだと思うんですけれども、どのぐら い公立と民間との賃金格差はあるんでしょうか。

それから、総合的に判断したということなんですけれども、公立でも臨時職員がかなり多いと思うんですね。その方たちの賃金というのはかなり低いのではないかと思うので、そういう人も対象にならないのかなというふうにも思いますが、どうでしょうか。

○織原由香利こども未来部次長 公立の職員についてですけれども、民間との比較については、はっきりした数字を今持ち合わせておりませんので分かりませんけれども、公立の正規の職員に関しましては、民間より高い金額になっているかと思います。

会計年度任用職員は、そのような差があまりないかなという認識でおりますけれども、 確実な賃金アップ、昇給が今後行われていきますので、今回はということで、今後また 検討の余地はあるかと思いますけれども、今の段階では実施をしないという決定をさせ ていただきました。

○深田ゆり子委員 分かりました。今後に期待したいと思います。

それから、今回のこの事業所の処遇改善で、先ほど学童保育のほうはお断りをした事業所があったということなんですけれども、こちらの民間保育所関係施設、幼稚園もそうですかね。断るというところはないですかね。全部受け入れていただけるということでよろしいですか。

○織原由香利こども未来部次長 今回の申請に当たりましては、調査ということは特に行っておりませんが、この事業自体が補助金で行うのが9月まで、10月からは委託費の基本となります公定価格で調整が行われるということですので、ずっと今回処遇改善を行

った状態でずっと継続される事業ということで認識しておりまして、全部の事業所がやっていただけるということで予算要求はさせていただきました。

- ○渋谷英彦委員長 では、7番、秋山委員。
- ○秋山博子委員 了解です。
- ○渋谷英彦委員長 では、8番、河合委員。
- ○河合一也委員 今伺ってきて大分分かったんですけど、ちょっと確認ということで、期間が9月までということで、3月は継続されるということ、ちょっとその辺をもう少し詳しく教えていただければというのが1点。

2つ目、職員全てが対象というのを伺いましたけれども、派遣職員というんですか、 会計年度職員、非常勤と呼ばれるような人たちも対象かどうか、もう一回確認させてく ださい。

あと、給料が変わるということで、各施設の給与規程の改定がどういうふうに行われているのか、分かったら教えてください。

○織原由香利こども未来部次長 河合委員の質疑にお答えします。

まず、10月以降についてでございますけれども、10月以降につきましては、先ほどちょっと御説明させていただいたとおり、委託費の基礎となる公定価格の見直しが見込まれております。ですので、今回の補助事業としては9月まで、別の公定価格の見直しにより10月以降継続ということで国のほうでは示されております。具体的な数値は、まだ公定価格の見直し額とかは示されておりませんけれども、そのような形で継続されるというふうな認識でおります。

園で働く職員についてですが、臨時さんとか正規とか、特に区別はございませんけれども、そこら辺の縛りはないんですが、正規とか臨時とか勤務年数、先ほど深田委員のほうからもございましたけれども、配分方法等について、特に決められたものはございません。ですので、派遣でも派遣先で確実に処遇改善が行われるということが確認できれば対応できるかと思います。

実際の賃金改善に当たっては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分については、 施設の判断で柔軟な配分が可能となっております。

もう一点は、給与規程の改定であったかと思いますけれども、給与規程の改定には一定の時間が必要になりますので、その点を考慮されまして、令和4年2月分から3月分については、一時金により支給することを可能としております。4月以降は、改定をしなければ基本給や毎月決まって支払われる手当の改善が行えない場合、規定を改正する必要がございます。要件を満たすような対応ができれば、改正はしなくても差し支えないとされております。

以上です。

○河合一也委員 保育者の給料がちょっと低水準だというのは、コロナ禍になる前から言われていたことで、今回処遇改善されていくということで、私は、最初臨時というものですから、一時だけのことに限るのかと思っていましたけど、継続されるということでちょっと安心ですけれども、仕事量が多い仕事だと思いますけれども、そこにやりがいと同時に処遇面のやっぱり希望が持てるような形、これからも応援してあげたいなというふうに思いますので、場合によっては市独自でも考えていただければなというふうに

思います。よろしくお願いします。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、9番、増井委員。
- ○増井好典委員 私のほうは、3款2項7目、障害児通所支援費の件です。 発達支援と放課後等デイサービスの利用が増加したということでありましたが、通年 との比較と、あと増加要因は何かお伺いします。
- ○杉山広晃地域福祉課長 増井委員の質疑にお答えします。

まず、障害児通所支援費ですけれども、これは、児童発達支援、それから放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅介護児童発達支援の児童福祉法に基づく給付サービスでございます。

令和2年度との比較になりますけれども、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用人数、利用延べ回数が増加しております。増加の要因としては、今年度に市内に児童発達支援事業所1か所、これはマーベル焼津教室というものでございます。それから放課後等デイサービス1か所、こちらのほうはめだかのがっこう焼津校が開設されたことによるためのもので、早期の療育が受けやすくなったことが要因と考えられております。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、10番、内田委員。
- ○内田修司委員 3款2項10目の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費300万円ですけれ ど、これは話題となっている件で、離婚等によって子どもに渡らない分を特別にという ことだと思うんですけど、300万円ということは約30人分ですかね。その件数の算定根 拠は何かあるのか、教えてください。
- ○藤野 大子育て支援課長 まず、今回の支援給付金につきましては、今、委員のほうからもございましたとおり、18歳以下の子どもを対象とした国の10万円相当の給付金が、基準日である9月以降の離婚等によって現在子どもを養育しているものの受け取れなかった養育者が対象となりますので、こうした事例に該当する方がどの程度いるのかは把握ができておりません。

こうした中で、人数の算定につきましては、基準日の9月から給付金を支給開始した 12月までの間で、離婚または離婚調停によって児童手当の受給者の切替え、変更をされ た方を基に試算を行いました。

具体的には、この間におきまして離婚等をされた方が25件ございまして、児童数が約50人ございました。この児童数の5割程度を最大値として見込み25人、そして、これに高校生分を5人程度見込みまして、合わせて30人と見込んだものでございます。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、11番、深田委員。
- ○深田ゆり子委員 今大体分かりましたけれども、同じく子育て世帯臨時特別給付金給付事業についてですけれども、補正予算のほうで、これ、国庫補助だと思うんですが、10分の10出ると思うんですが、一般財源となっておりますよね、焼津市のほうは。この国庫補助は、この後どうなるんでしょうか。後で入ってくるのか、振替になるのかということをお聞きします。

それから、事業内容は大体分かりました。

離婚等の等というところがちょっと不明ですので、教えてもらいたいと思います。

それで、今大体30人分ぐらいということを想定しているということですけれども、その方たちへのお知らせする方法、または全体的に周知する方法というのはどのように考えていますか、伺います。

○藤野 大子育て支援課長 初めに、国庫補助金の関係でございますけど、今回の支援給付金につきましての経費は全額公庫負担となります。

予算措置に当たりまして、国の実施方針や、それから予算措置の方針が、御承知のとおり二転三転したこともございまして、補正予算におきましては、一般財源として計上させていただいたものでございます。

なお、支援給付金につきましては、先週、国から財源などを含む対応方針が示されたところでございまして、既に国から交付されています先行給付、それから追加給付の財源を充てるということになりましたので、国庫補助金の財源充当を今後行ってまいります。

次に、離婚等の等に関することでございますけど、離婚以外に離婚調停中や、それから離婚協議中で別居している場合も含まれます。

次に、周知方法や、それから事業の進め方、事業内容になりますが、今回の支援給付金は全国統一の仕組みとして実施されるものですから、国や県からのPRに加えて、市としましては、ホームページ、それから窓口でのチラシの配架などを行い、広く周知を行ってまいります。

具体的な手続なんですが、児童手当の受給者の変更を既に行っている場合は、基本申請書のみの提出で済みます。ですが、児童手当の対象とならないような高校生のみの世帯につきましては、申請書に加えて戸籍謄本や、それから離婚届の受理証明書、こういった書類が必要となります。

また、離婚調停中、それから離婚協議中で別居している場合につきましては、裁判所からの離婚調停中ということで調停期日の呼出し状というものがあるんですけど、そういったものとか、あと弁護士さんから作成された書類が必要となります。

こういったことで申請をしていただいて、こちらのほうで審査して、適切なものの給付を行っていくと、そんな流れになっていきます。

以上でございます。

- ○深田ゆり子委員 今、詳しく手続のことも教えていただきましたが、これもホームページにちゃんと載せていただける。それから、今、若い保護者さんはLINEのほうを利用される方も多いと思うんですけれども、LINEでもこういうことが周知されるでしょうか。最後にそれをお聞きして確認したいと思います。
- ○藤野 大子育て支援課長 今、委員からもございましたとおり、LINEにおいても周 知をさせていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、12番、秋山委員。
- ○秋山博子委員 了解です。
- ○渋谷英彦委員長 では、次、13番、内田委員。

○内田修司委員 歳出4款1項1目、感染症対策事業費ですけれど、これは、新型コロナウイルス感染症の関係の食料支援ということだと思いますが、想定件数はどうなっているでしょうか。

あと、この費目で委託料となっているんですけど、委託先があるのかどうなのか、そこについて教えてください。

○池谷智子健康づくり課長 内田委員にお答えいたします。

初めに、食料支援の想定件数ですけれども、こちらのほうは、県の食料支援が届くまでの支援の間の支援、それから、県の食料がレトルト等の食料になりますけれども、そちらのほうの調理ができないとか活用ができない方への支援としまして、1日3食の食事の費用を1人2,000円として、延べ5,400人分を計上しております。

次に、委託先のほうですけれども、本市のひとり暮らし高齢者等「食」の自立支援事業での実績がある業者の中から、市内全域に配送が可能であること、それから、1日10世帯以上の配送が可能であること、あと、体調不良の方とか高齢者向けなどのメニューがあること。そして、迅速な実施が可能なことというような条件を満たした業者の中で、1者特命随意契約によって選定をしております。

以上です。

○内田修司委員 大分分かりました。

その委託について、委託をするということは特に問題ではないと思うんですけれど、 そこの情報管理の部分、そこの点については特別な配慮も必要かなと思うんですけど、 その点については大丈夫でしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 業者とは個人情報のところもありますので、そこは委託契約 のほうでしっかりとしていきたいと思います。

それから、すみません、先ほど、私、数字を間違えて、延べ540人分の計上です。申 し訳ありませんでした。

- ○渋谷英彦委員長 では、次、14番、秋山委員。
- ○秋山博子委員 了解です。
- ○渋谷英彦委員長 では、15番、深田委員。
- ○深田ゆり子委員 大体分かりましたけれども、最後のほうの540人分を108万円で、1日2,000円ということですけど、委託をするので、当然1食2,000円だけれども、そのうち……。1日2,000円ということですけれども、丸々2,000円の食事じゃなくて、やっぱり運送料だとか委託料もそのうち含まれますよね。何割ぐらい委託先に入るのか。

それと、540人ということが想定されていますけれども、これはどうやってその人たちに周知するのか、その方法をお聞きしたいと思います。

○池谷智子健康づくり課長 最初の委託業者による料金、単価のほうなんですけれども、 こちらのほうはお弁当のほうで、2,000円の内訳なんですけれども、朝食のほうがパン のセットということで275円、それから昼食と夕食は、普通食が734円、その他体調の悪 い方とかという向けで、それぞれ960円ということで、その中で約2,000円ということで、 配送料とかも込みでこの値段になっております。

それから、周知方法ですけれども、こちらのほうは、まず、保健所の支援がちょっと 長引いているというところでは、保健所から周知していただいたり、あと医療機関、医 療機関にかかって陽性になった方が県のほうから連絡が来る間とか、そういった先ほど 言った自分では調理ができなかったりとかという方たちを医療機関のほうから周知して いただくような形、あとはホームページの記載で周知をしております。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、16番、増井委員。
- ○増井好典委員 4款1項2目、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種費、新型コロナウイルス感染症緊急対策、ワクチンの3回目の接種、前倒しも含めてと5歳から11歳接種対策の費用ということでございましたが、その費用内訳はどうかお伺いします。
- ○池谷智子健康づくり課長 増井委員にお答えいたします。

最初に、1億3,307万1,000円の内訳になりますけれども、3回目の接種費用の前倒し分ということで、これが3,750万9,000円。それから、医療機関の診療時間を超えて接種をした場合に支給されます時間外の加算、これが1,501万4,000円。医療機関の休日に接種した場合に支給される休日加算、こちらが2,955万4,000円。あと、接種券発送に係る費用が1,618万1,000円。コールセンターの費用が790万5,000円。その他、集団接種会場運営に係るスタッフや会場準備等に係る費用が2,690万8,000円。合計で1億3,307万1,000円となります。

このうち、5歳から11歳の接種に係る費用につきましては、今年度中の接種を2,000回と見込んでおりまして、接種に係る費用を455万4,000円、接種券等の印刷に係る費用を190万5,000円、合計645万9,000円が5歳から11歳の接種に係る費用となりますので、残りの1億2,661万2,000円が3回目の接種の前倒しに係る追加費用となります。

以上です。

- ○増井好典委員 今回、1回目、2回目の接種と違って、デルタ株ではなくてオミクロン株といったこともありまして、この3回目だけの接種を希望される方も中にはいらっしゃる。もちろん逆に、1回目、2回目は打ってあるから、3回目はもう打たないよという方も中にはいらっしゃると思います。そういった方々も多少勘案した数字だと、含みの数字であるというふうに解釈してもよろしいでしょうか。
- ○池谷智子健康づくり課長 そのとおりでございます。

3回目のみというお話、先ほどありましたけれども、3回のみということは想定できないかなと思いますので、1、2回目の方の分は想定をしております。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、17番、深田委員。
- ○深田ゆり子委員 個別接種と集団接種のワクチンの決定理由、個別接種がファイザーで、 集団接種がモデルナということですので、その理由を伺います。

ワクチンの違いの情報提供というのは、先日実施していただいたのでありがとうございます。これはなくていいです。

64歳以下前倒しの計画はどうでしょうか。

5歳から11歳までのワクチン接種計画及び有効性や安全性の説明、そして、情報提供などはしていくのか。保護者さんたち、今、すごく不安な声が寄せられているものですから、その辺のことも教えていただきたいと思います。

○池谷智子健康づくり課長 深田委員にお答えいたします。

それでは、最初に、個別接種と集団接種のワクチンの決定理由というところになります。

現在、ファイザー社製のワクチンとモデルナ社製のワクチン、利用をしているんですけれども、ファイザー性のワクチンのほうは6人単位で使用するもの、それから、モデルナ性のワクチンは15人から20人単位で使用するということになっております。こうしたワクチンの特性を活かすために、1日に大勢の方を接種することができる集団接種会場においてモデルナ製のワクチンを使用し、少数を接種する個別の医療機関においてはファイザー製のワクチンを使用することといたしました。今後、この2つのワクチンの供給状況を見ながら、医師会と協議を重ね、その都度、接種計画のほうは見直していきたいと思っております。

次に、64歳以下の前倒しの計画についてです。

現時点では、3月以降に65歳以上の高齢者は2回目接種後から6か月経過後に接種、それから、65歳未満の方は2回目接種後から7か月経過後に接種ということにしております。こちらも、今後、ワクチンの供給、それから予約状況によって、前倒しができるかどうか判断をしていきたいと考えています。

それから、5から11歳までのワクチン接種の計画についてですけれども、国のほうからも3月から開始できるようにということで、本市でも3月から開始できるよう準備を進めているところです。

接種体制は、より丁寧で安全なワクチン接種ができるようということで、医師会の先生たちからも御意見があって、専門医である小児科の医師が問診、それから接種をすることとしております。また、集団接種で進める、個別ではなく集団接種で進めていくということにしております。既に接種会場のほうも確保をしているところです。

接種に伴う情報提供ですけれども、2月10日に厚労省のホームページで、小児用のリーフレットが公表されたところになります。保護者の方たちも御心配なこともいろいろあるかと思います。本市でも、接種券と一緒にチラシのほうを同封したり、市のホームページ、広報紙など、様々なツールを活用しまして情報提供していき、保護者やそのお子さんが十分に理解した上で接種の判断ができるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○深田ゆり子委員 大体分かりました。

ただ、供給のところで、今後、その都度接種計画を見直していくということなんですけど、供給計画がすごく不安定ではないかなというのがずっと続いているんですけれども、焼津の場合は、ファイザーの個別接種が8割で、モデルナの集団接種が2割だったんですよね。1、2回目のときは。3回目のときはファイザーが6割で、モデルナが4割という計画だったと思うんですけど、実際には、やはり個別接種の開業医さんは全部ファイザー製なので、1、2回のときと3回目と、供給の体制がちゃんと整うのかなというのが心配になりますが、どうでしょうか。

○橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 深田委員の御質疑でございますけれども、現在、接種券の ほうを発送しているのは一般の高齢者の方のほう、発送しておりまして、おおむね一般 の方と先行して医療従事者の方を含めまして3万3,000人ぐらい発送しております。

そういった中で、基本的には、計画としては1、2回目に打ったところで接種をして

いただきたいということで御案内していまして、個別にファイザーを使うところの対象者の方が2万6,000人ぐらいいます。

現在、ファイザーのワクチンのほうが、今月中入ってくるのが2万6,000回入ってきますので、ほぼほぼその方たちは同じワクチンが打てるのかなという計画をしております。

引き続き、この後、8月に接種した方に発送していきますけれども、そちらの個別のほうのファイザーのほうが、対象者が9,000人程度います。3月に入ってくるファイザーのワクチンが7,000ぐらいありますので、ここまで、年度内ぐらいはファイザーで打てるというような計画をしております。

ただ、今、深田委員の心配されたとおり、今後のことがありますので、そこについては、ちょっとまだファイザーとかのワクチンの供給が具体的に示されておりませんので、それ以降については、その供給を見て、引き続き同じような、個別ファイザー、集団モデルナでいけるかどうかというところを、また十分調査とか分析をしながら、方向性のほうを医師会の先生方と一緒にちょっと検討していきたいと、そういうふうに考えております。

○深田ゆり子委員 5歳から11歳の小さいお子さんも接種するようになると、集団接種よりもやっぱり副反応のあまり出ないファイザーを希望する方が多いと思いますので、あまりモデルナを推奨するということのないように、そう言ったらモデルナに申し訳ないんですけれども、大人の方は、混合接種したほうがより効果があるということですので、そういうこともお含みいただきたいなと思います。

それから、やはり感染拡大している最中でもありますので、ぜひ現役世代も前倒しを していただきたい。先ほど、今後考えていただけるということですので、ぜひお願いし たいと思います。

以上です。

○橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 補足説明でございますけれども、3月に予定しております 5歳から11歳、この方についてのワクチンは、子ども用専用のファイザーのほうのワク チンが使用されますので、そちらのほうについては、ファイザーで接種をしていくとい うことになります。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、18番、河合委員。
- ○河合一也委員 同じ事業ですけれども、同じ項目になりますけれども、3回分の一般的 にちょっと遅れているという話を聞きますけど本市の進捗状況を伺います。

2つ目に、2回目までの12歳以上の中高生の接種率を伺います。

3番目に関しては、今の深田委員のやり取りで大体分かりましたけれども、本来、予防接種法の対象外だった12歳未満への接種が行われるようになって、薬事承認されて、ただ、先日も新聞にありましたけど、努力義務が除外されたということで、それは、やり方として進め方としては一緒なのかどうかというのをもう一回確認させてください。

○池谷智子健康づくり課長 河合委員にお答えします。

まず、3回目の進捗状況のほうですけれども、2月13日現在になりますが、市全体の 人口の現在9.5%となっております。参考に、国の接種率が9.4%、県の接種率が8. 7%でありますので、同水準の接種率となっております。

それから、2回目までの12歳以上の中高生の接種率についてです。こちらのほうは、こちらのほうも2月13日現在ですけれども、対象者の79.4%となっております。全体の接種率が対象者の87.9%となっておりますので、ほぼ同水準で接種が進んでいると考えております。

それから、5から11歳までの方の努力義務ではないというところですけれども、進め方としては、国からは、3月から接種の開始ということは変わりがないと聞いておりますので、その中のいろいろな周知のパンフレットですとか、そういったものは、随時国のほうからまた示されるということですので、そちらのほうと併せて、市のほうでも周知を進めていきたいと思っております。

以上です。

- ○河合一也委員 3回目の接種状況を伺って、やっぱり遅れているという感じはしますけど、その原因としては、混合接種が問題になっているのか、症状が出ないものだから警戒心が薄れているのか、そもそもワクチンの供給が遅れているか、何が原因だと把握しているんでしょうか。
- ○橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 現在の予約状況でございますけれども、個別のファイザーを使っているところについては、ほぼほぼ予約のほうが埋まっている状況でございます。 一方、モデルナを使っている集団接種につきましては、既に終わっているところについては、幸い予定の枠には収まりましたけれども、今後、予定のほうを開放しているわけですけれども、そちらのほうはまだ十分に埋まっていない状況ですので、やはりちょっと集団のほうが埋まっていないということからすると、皆様、ファイザーを希望しているのかなというふうに思います。

あと、また今現在、一般の方の人たちに3万人程度、高齢者へ送っておりますけれども、まだ皆さんが十分予約が入っていない状況です。多分これからもどんどん入ってきていると思いますけれども、状況としては、接種券が来たらすぐに予約をしているという状況には今はなっていないと、そんな状況でございます。

以上です。

○河合一也委員 分かりました。

あと、中高生の接種率が想像したよりも高いなというふうに思いました。私の周りでも、不安はあるけれども、やっぱり打ったほうがいいかなといって打っている家庭とかが多いんですけれども、中高生は本人と家庭が相談して決めていくということは何となく分かるんですけど、やっぱり5歳から11歳となると、本人の意思よりやっぱり家庭ということですし、努力義務が除外されてもやり方と進め方としては全く一緒でとなると、あとはもう本当に丁寧な説明がということで、厚労省のホームページを見ても、小児科学会というんですか、ホームページを見ても、やっぱりその辺が詳しく書かれていますので、そうしたメリットとデメリット、両方をちゃんと提供した上で、市に対してはよく加速して進めてほしいと言いますけど、加速するほうはやっぱり12歳以上、特に高齢者のほうにして、この5歳から11歳は、私の個人的には、本当に丁寧に慎重に進めていただきたいなというのが個人的な感想です。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 19番、秋山委員。
- ○秋山博子委員 歳出7款1項2目……。ごめんなさい。歳出4款1項6目です。志太広 域事務組合ごみし尿処分場分担金、この2億4,608万6,000円です。

見込額変更によると説明いただきました。変更の主な要因を教えてください。

○冨田明裕環境課長 秋山委員にお答えいたします。

所要見込額の変更の主な要因は、歳入においては、前年度の繰越金の確定による増などの理由により、ごみ処理費分の負担金が約7,100万円の減額、し尿処理費分の負担金約3,800万円の減額が見込まれております。

また、歳出につきましては、ごみ処理費分として、清掃工場の維持補修に係る工事費の減額、クリーンセンター整備で予定されておりました発掘調査が、試掘の結果、不要となったため、こちらも減額、鉄くずなどの処理単価と処理量の減による減額などで、負担金約8,500万円の減額が見込まれております。し尿処理費分におきましては、組合基金の取崩しによる繰入金の算入、大井川環境管理センターの建設に係る起債償還利率の確定による減額などで、負担金約5,000万円が減額される見込みでございます。

以上でございます。

- ○秋山博子委員 なかなかメモが追いつかなかったので、内訳は御説明で分かったんです けど、後ほど、またいただけるとありがたいです。
- ○渋谷英彦委員長では、以上で通告による質疑が終了しました。

質疑、意見を打切ります。

以上で議第13号中、市民福祉常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。1時に再開いたします。

休憩(12:10~12:59)

○渋谷英彦委員長では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第13号中、建設経済常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言を願います。

まず、1番、松島委員。

- ○松島和久委員 それでは、私は、歳入のほう、22款1項4目、21ページ、河川浚渫事業、地方債補正におきましては、予算資料の8ページの下から4行目にも地方債の補正があります。この内容に関してなんですが、この充当される事業内容はどういうものかというところ、それと、もう一つは、その金額の根拠を伺います。
- ○山内高人河川課長 松島委員の御質疑にお答えいたします。

充当事業内容についてでございますけど、令和3年度における河川維持費で執行した 河川しゅんせつのうち、緊急浚渫推進事業債の活用が可能な箇所について、財源の振替 を行ったものでございます。

次に、金額の根拠についてでございますが、緊急浚渫推進事業債は、緊急的にしゅん せつを実施する必要がある箇所として、国の承認を受けた緊急浚渫推進事業計画に基づ くしゅんせつ経費が対象となります。今年度につきましては、準用河川花沢川や一色・ 横須賀川のほか、治水上重要な伏せ越しの水路など、250立米のしゅんせつに伴う費用 となっております。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、2番、河合委員。
- ○河合一也委員 私は、7款1項2目、産業立地促進事業助成費についてお伺いします。 補正予算額4億6,895万円の減額ですけれども、減額は、進出企業が見込みを下回っ たのか。

2点目として、令和3年度の現段階での企業数とその業種をお伺いします。

○海野真彦商工課長 河合委員の御質疑にお答えいたします。

産業立地促進事業助成費 4億6,895万円の減額は、当初予算計上時において予定していた企業数10社に対して、企業の事業計画見直しにより、本年度工場稼働に至らず、補助申請はなかった企業が7社となったことによるものでございます。

そのうち、令和4年度への申請延期予定が2社、令和5年度への申請延期予定が2社 となってございます。令和4年度への延期分につきましては、来年度当初予算に計上し てございます。

なお、今年度に補助金を交付した企業は3社で、業種は卸売業2社、製造業1社となります。

以上でございます。

- ○河合一也委員 ありがとうございます。10社という見込数まで伺っていたものですから、 企業が撤退したのかと思ってちょっと心配しましたけど、稼働したら助成するというこ とが分かりました。ありがとうございます。
- ○渋谷英彦委員長 では、次、3番、秋山委員。
- ○秋山博子委員 では、関連のことなんですけれども、つまり、その10社のうち、3社申 請ありということで、他の7社については、市の何らかの事情によってではなく、相手 企業側の事業の計画の中でということでいいですか。
- ○海野真彦商工課長 主な理由ですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものでありますけれども、各企業それぞれの理由で計画が延期になったとように聞いてございます。
- ○渋谷英彦委員長 では、4番、安竹委員。
- ○安竹克好委員 LINEクーポン事業のことなんですが、概要にも書かれておりますが、 もう少し詳しく聞きたいのと、前回とのグルメクーポンとの相違点を、特にそこら辺を お聞かせください。
- ○海野真彦商工課長 安竹委員の御質疑にお答えいたします。

今回のLINEクーポン事業は、焼津さかなセンター、温泉施設、地場産品直売所、 飲食店の4つの種別の店舗で利用できるLINEクーポンを市の公式LINEアカウン トから配付するキャンペーンでございます。

クーポンが利用できる期間は、ただいま申し上げた4つの種別の店舗それぞれで異なる期間で設定することによりまして、毎月連続してキャンペーンが実施されるようにする予定でございます。

事業費の1億200万円につきましては、クーポン原資として1億円、その内訳は、焼津さかなセンター分として3,000万円、温泉施設分として500万円、地場産品直売所分として500万円、飲食店分として6,000万円を見込んでございます。200万円につきましては、チラシやポスターの作成等の販売促進費でございます。

本定例会で先議していただき、早急に適切な各キャンペーンの実施時期やクーポン上 限額など、制度の詳細を詰めた上で、4月より焼津さかなセンターを皮切りに各キャン ペーンを連続して実施したいと考えてございます。

前回のLINEクーポン、グルメクーポンにつきましては、やいづ飲食店セーフティ 大作戦として、飲食店の感染対策を促進するため、県のふじのくに安全・安心認証の認 証取得を主目的として7月1日から10月31日まで実施いたしました。市内飲食店75店舗 の参加がございまして、期間内に約8万6,000件の利用がございました。

参加店舗からは、この事業を通じて新規のお客様を獲得できたという声も届いてございまして、感染対策の促進のほか、消費の喚起、地域経済の活性化、市公式LINEアカウント登録者数の増加による情報発信量の強化など、様々な面で効果があったものと考えてございます。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、5番、深田委員。
- ○深田ゆり子委員 今、4つの対象事業所と金額がありましたけれども、そのうちのそれ ぞれクーポンの割引率というんですか、何%割引になるのか、お願いします。

それで、すみません、今、安竹委員の回答に対する答弁からそれをお聞きしたいと思います。

対象事業所数と対象市民数、どのぐらいを見込んでいるのか、お聞きします。

○海野真彦商工課長 御質疑の1つ目、割引率につきましては、それぞれのキャンペーンで今後詰めていきまして詳細のほうを決定していきたいと考えております。

その次、対象事業所数と対象市民数でございます。対象事業所数は、市内飲食店約 100店舗、さかなセンター54店舗、市内温泉施設 8 店舗、地場産品等直売所約50店舗の 予定でございます。対象者は市公式 LINEアカウントの登録者となりますが、利用件数は4つのキャンペーンの合計で13万件程を見込んでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 13万件ということは、1人1回は何かできるかなというので多くなっているということはいいと思います。

また、飲食店の中に居酒屋さんというのが含まれますでしょうか。今朝だか昨日の新聞に、飲食店でも、とにかく居酒屋さんの経営がすごく困難になっているということもありましたので、そうしたことはどうでしょうか。

- ○海野真彦商工課長 居酒屋さんも飲食店に含まれるものと考えてございます。 以上でございます。
- ○渋谷英彦委員長 では、6番、秋山委員。
- ○秋山博子委員 了解です。
- ○渋谷英彦委員長 では、次、7番、増井委員。
- ○増井好典委員 了解です。

- ○渋谷英彦委員長 次、8番、深田委員。
- ○深田ゆり子委員 事業者支援金と申請相談事業費の件ですけれども、この財源内訳と、 2番、前回の利用状況はどうだったのか。

3番、事業の概要。相談できるもの、支援金などの申請の種類を含みます。

4つ目に、委託の方法と委託財源。

3番、ごめんなさい、5番目ですね。対象事業所数見込みを伺います。

○海野真彦商工課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

本事業は、国の事業復活支援金、県のまん延防止等重点措置に基づく営業時間短縮に係る協力金及び事業継続応援金を対象といたしまして、焼津商工会議所及び市内公共施設におきまして、行政書士等の専門家等が市内事業者の各種申請書類の作成をサポートするものでございます。

事業の実施は、焼津商工会議所に委託をし、行政書士などの専門家の手配及び相談希望事業者との連絡、調整、相談を行います。

財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。 対象事業者は、市内の飲食店をはじめとする中小企業でございます。

なお、前回実施いたしました焼津市協力金等事業者申請相談業務につきましては、8 月末から10月29日まで、焼津商工会議所及び深層水ミュージアム及び和田公民館にて、 延べ166回、123名の事業者の申請相談を受けてございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

前回の166回ということなんですけれども、事業者への周知というのはどのように行ったんでしょうか。

- ○海野真彦商工課長 ホームページ、あと、広報やいづ等で周知をいたしました。
- ○深田ゆり子委員 対象事業所が700ぐらいあるのではないかなと思うんですけれども、 実際に、前回利用をされた率、利用率というのはどのぐらいと見ていますか。
- ○海野真彦商工課長 対象の分母が分からないものですから、率というのは定かじゃない と思いますけれども、相談窓口に行かなくても御自分で申請される方もいたんだという ように考えてございます。
- ○深田ゆり子委員 そうなると分からないですよね。

去年、去年だったか、飲食店に市独自で支援をしたときの対象事業者数が700店舗ぐらいあるとお聞きしました。なので、それを最低そのぐらいの方が利用するのかなと思ったものですから。それにしては、166というのは少ないのかなと思ったもんで、焼津市全体として、相談に行かなくても申請したのも合わせてどのぐらいなのかというのは、分からないんですかね。

それと、場所がホームページや事業所に周知はされていたようなんですけれども、商工会議所と深層水ミュージアムと和田公民館、その3つの箇所でやったということで、その場所というのは、それもちゃんと書いてあるから分かるのかしら、どうだったのかなと思うんです。

○海野真彦商工課長 数というのは、先ほど申し上げたとおり分からない状況でございますけれども、場所、和田公民館、深層水ミュージアムにつきましては、これ、予約制と

させていただいておりますので、電話で予約を受け付けたときに、和田公民館ないし深 層水ミュージアムというのを知らせている仕組みになってございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。じゃ、予約制ということで、場所については問題ない ということなんですね。

それじゃ、ぜひ全体で、これから、どのぐらいの人が申請されたのか、事業所数、分母を計算していただいて、率をまたぜひ教えていただければ、今後のことですけれども、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

- ○渋谷英彦委員長 では、9番、秋山委員。
- ○秋山博子委員 関連しまして、ここの商工会議所が主になって行政書士さんの相談のあれをすると。対象とされる人たちが、別に商工会議所の会員になっている、いないは全く関係ないですよね。何か、いや、自分は会員じゃないからというふうなことをおっしゃっていた方もいたので、その辺をきちんと明確にしていただきたいなと思うんですけど。
- ○海野真彦商工課長 今回の協力金等の窓口ですけれども、商工会議所の会員さんであるとか、大井川商工会の会員さんであるというのは限定されないもので、一般的なことで対応したいと思っています。

以上です。

- ○秋山博子委員 その辺も、会員以外の方も全く大丈夫ですというようなことも書いていただけるといいなと思います。
- ○海野真彦商工課長 そちらも含めて周知したいと考えております。
- ○渋谷英彦委員長 では、10番の秋山委員。
- ○秋山博子委員 7款1項3目、GoToやいづキャンペーン事業費についてでございます。

その1、金額算定の内訳。

それから、2番目として、これまでの $G \circ T \circ O$ そういったキャンペーン事業の評価をどのようにしているか教えてください。

○相良康二観光交流課長 秋山委員にお答えします。

まず、事業費の内訳ですけれども、事業費1,000万円のうち、クーポンの原資を980万円、クーポン運用費、事務経費、こちらのほうを20万円として予定しております。

これまでのGoToキャンペーンの評価についてですけれども、前年度実施しましたGoToやいづキャンペーン、こちらにつきましては、国のGoToトラベルキャンペーンと相乗効果もありましたが、宿泊客数が前年同月比で、5月の時点では25.5%という落ち込みでした。これが事業を実施した10月から12月、こちらの時点では約80%までに回復しております。そういったことで、事業の効果があったものと捉えております。以上です。

○秋山博子委員 今、12月から80%と言われましたけれども、これはキャンペーンのこと もあるでしょうけれども、新型コロナウイルス感染症の状況ということではないかなと 思うんですが、その辺、もう少し詳しく評価いただければと思います。

それから、この新型コロナウイルス感染症のことで、今回、先ほどのLINEクーポ

ンのほうもそうですけれども、スタート時期ですとか、その辺、どんなふうに設定を考えておられますか。

○相良康二観光交流課長 評価のことにつきましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、5月の時点では25.5%ということで大分落ち込んでいました。この事業を実施したことによって回復しまして、新型コロナウイルス感染症の状況もありましたが、1月以降、また50%程度に落ち込みしておりますので、やはりこういったキャンペーンを行ったことによって誘客が進んだと、回復したというふうに捉えております。

こちらのほうの今回の実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況が 今後どのような形になるかというものも見ながら、国のGoToキャンペーンも、また 再開される予定も、まだどういう形かというのが出ていませんけれども、そういったも のの国の事業とは別の時期に実施するような形で今のところ予定しております。こちら のほうも新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、開催時期のほうはやっていきた いと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 じゃ、11番、藁科委員。
- ○藁科寧之委員 私からは、8款3項3目、大井川河川防災ステーションの整備について お伺いいたします。

事業の確定からの不用額であるということで御説明をいただいておりますが、水量改良費の水防センター施設費、当初7,117万5,000円についての補正であるように思いますが、不用額となったことにつきましてお伺いいたします。

○山内高人河川課長 藁科委員に御質疑にお答えします。

水防センター建設費の減額理由でございますが、当初計画の建築規模や建築の構造については、変更はございませんが、発注に際しまして部材など詳細内容を精査した結果、予算に比べ抑えた設計額となったこと、それと、あと、執行において入札差金が生じたことが主な理由でございます。

以上です。

- ○渋谷英彦委員長 では、12番、松島委員。
- ○松島和久委員 私は、歳出8款4項5目、県営街路整備事業負担金に関して伺います。 補正予算額6,030万円、この事業の内容と、それから、この金額の根拠を伺います。
- ○新村浩三道路課長 松島委員の御質疑にお答えします。

まず、事業内容でございますけれども、県営街路事業負担金は、県施工の街路事業に対しまして、市が事業費の一部を負担するものであります。当市におきましては、都市計画道路の焼津広畑線及び志太東幹線が該当しますが、このたびの国の令和3年度補正予算に伴い、焼津広畑線と東名高速道路の交差部につきまして、管渠工の事業費を増額することから、市負担金についても増額するものでございます。

もう一つ、金額の根拠についてでございます。

静岡県建設事業等市町負担金徴収条例第2条に基づき、市の負担率が決まっております。都市計画街路事業の負担率は事業費の100分の15であり、県事業の増額を4億200万円で計画しているため、市の増額分はそのうちの15%で6,030万円であります。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、13番、藁科委員。
- ○藁科寧之委員 8款5項1目のプロジェクトTOUKAI-0総合支援事業費につきましてお伺いをいたします。

本事業において、どのような今状況か、お伺いいたします。

○高澤 清建築指導課長 藁科委員にお答えします。

初めに、TOUKAI-0総合支援事業の取組でございますが、今年度につきましては、旧耐震木造住宅の耐震診断を無料で実施するわが家の専門家診断事業、耐震補強工事の一部を補助する木造住宅耐震補強事業、通学路、緊急輸送路沿いにあります危険ブロック塀の撤去の工事の一部を補助する通学路及び緊急輸送路沿いブロック塀等撤去事業、避難路沿いにある危険ブロック塀の撤去工事を補助する避難路沿いブロック塀等撤去事業などの補助メニューを用意し取り組んでまいりました。

それらの状況でございますが、まず、わが家の専門家診断事業、これにつきましては70件予定しておりましたが65件、木造住宅耐震補強事業は、40件を予定しておりましたが28件、通学路及び緊急輸送路沿いブロック塀等撤去事業は30件を10件、避難路沿いブロック塀等撤去事業は40件を25件実施する予定でございます。

また、これらの事業を推進するために、今年度も戸別訪問が483件、ダイレクトメール1,024件を発送。市内の小学生父兄の皆様へブロック塀等撤去事業のチラシ約1,000枚を配布しております。

そのほか、市のホームページ、広報やいづ等への掲載、自治会連合会さわやかクラブ 定例会などの機会を通じて事業の紹介をさせていただいているところでございます。

今年度の耐震補強の件数は予定件数を下回りましたが、耐震工事前に実施するわが家の専門家診断は予定の件数に近い数字となりました。来年度以降は、耐震工事につながっていくものではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

- ○渋谷英彦委員長 では、14番、秋山委員。
- ○秋山博子委員 先ほど耐震診断について、70件予定が65件実施ということでしたけれど も、これは市全体の割合でいきますと、どういうふうに受け止めたらいいでしょうか。
- ○高澤 清建築指導課長 わが家の専門家診断でございますけれども、昨年38件実施しておりまして、それに対して今年度は65件と結構数が伸びております。結局、耐震工事のほうは診断をやってから工事に進むというような流れになりますので、この件数が、診断が伸びていけば工事のほうも伸びていくというような形になっているということでございます。

あと、目安、焼津市内の耐震の状況の目安としまして、住宅の耐震化率というものが ございますけれども、これにつきましては、昨年の12月末で約91%というところでござ います。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、建設経済常任委員会所管部分の審査を終わります。 当局の皆さん、御苦労さまでした。 この後、討論等ありますので、当局の退場の後、そのまま会議を続けます。 よろしいですか。

では、次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 討論はなしということで、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第13号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者拳手)

○渋谷英彦委員長 挙手総員であります。挙手総員でありますので、よって、議第13号は、 これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算決算審査特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。 以上で予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆さん、御協力ありがとうござい ました。御苦労さまでした。

閉会(13:28)